

## 低炭素建築物新築等計画の技術的審査業務を開始しました。

ハウスプラス中国では低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を

**平成24年12月4日(火)**より開始しました。

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）が公布されましたので、法律に関する概要についてお知らせします。

### 1. 都市の低炭素化の促進に関する法律の公布

平成24年 9月5日公布  
平成24年12月4日施行

### 2. 都市の低炭素化の促進に関する法律の背景

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずる。

### 3. 都市の低炭素化の促進に関する法律の概要

#### (1) 低炭素まちづくり計画

市町村は低炭素まちづくり計画を作成することができることになりました。

#### (2) 低炭素建築物新築等計画の認定制度市街化区域等内において、低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者が作成する低炭素建築物新築等計画を所管行政庁が認定することができることになりました。

また、認定申請に先立ち、申請者は登録住宅性能評価機関等に於いて、事前に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査をあらかじめ受けることが必要な場合があります。

この場合、所管行政庁に認定申請する前に審査機関に技術的審査を依頼し、認定基準に適合することを証する「**適合証**」の交付を受け、所管行政庁へ提出することになります。

### 4. 認定基準の概要

政令・省令・告示等の公布がなされております。行政庁のホームページ等をご覧ください。ハウスプラス中国までお尋ね下さい。

### 5. 低炭素建築物新築等計画の認定制度の概要について

建築物の低炭素化に資する建築物の建築等をしようとする者は、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（低炭素建築物新築等計画）を作成し、各所管行政庁へ認定の申請をすることができます。

### 6. 各種優遇措置について

低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物には以下の優遇措置が適用できます。

- (1) 所得税控除における優遇措置
- (2) 登録免許税の優遇措置
- (3) 容積率の特例

### 7. お問い合わせ

低炭素建築物新築等計画の技術的審査の詳細については、弊社 技術部までお尋ね下さい。

ハウスプラス中国住宅保証株式会社 本店 技術部 電話：**082-545-0533**